

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援教育就学奨励費支給事務(負担金に係る事務) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県教育委員会は、就学奨励費支弁段階決定事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県教育委員会

## 公表日

令和7年1月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学奨励費支弁段階決定事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校の児童等に対して特別支援教育就学奨励費を支給するために支弁段階を決定する事務。 ① 特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理 ② 特別支援教育就学奨励費に関する保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表38の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	<b>【提供側】</b> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項及び161の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1号ウ、同条第2号から6号、第127条第1号ウ、同条第2号から6号、第163条第1号ウ及び同条第2号から6号 <b>【照会側】</b> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第61条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県教育庁学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室 〒030-8540 青森市長島1丁目1-1 TEL:017-734-9882 FAX:017-734-8270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室 〒030-8540 青森市長島1丁目1-1 TEL:017-734-9882 FAX:017-734-8270
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月8日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月8日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し、必ず複数人での確認を行うこととしている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。	
9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、事務処理に必要最低限な情報の記入を要する申請様式等を使用しているため、必要のない情報を入手することもない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月4日	評価書名	就学奨励費支弁段階決定事務 基礎項目評価書	特別支援教育就学奨励費支給事務(負担金に係る事務) 基礎項目評価書	事後	
平成29年8月4日	I-5 ②所属長	学校教育課長 和嶋 延寿	学校教育課長 一戸 利則	事後	
平成30年11月8日	I-5 ②所属長	学校教育課長 一戸 利則	学校教育課長	事後	
平成30年11月8日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年5月1日	平成30年5月1日	事後	
平成30年11月8日	II しいい値判断項目 2. 対取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年5月1日	平成30年5月1日	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室 〒030-8540 青森市新町2丁目3-1 TEL:017-734-9882 FAX:017-734-8270	青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室 〒030-8540 青森市長島1丁目1-1 TEL:017-734-9882 FAX:017-734-8270	事後	庁内執務室移転に伴う住所変更
令和1年6月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室 〒030-8540 青森市新町2丁目3-1 TEL:017-734-9882 FAX:017-734-8270	青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室 〒030-8540 青森市長島1丁目1-1 TEL:017-734-9882 FAX:017-734-8270	事後	庁内執務室移転に伴う住所変更
令和1年6月25日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和2年12月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、同条第2号から第5号まで、第44条第1号ノ及び同条第2号から第5号まで	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、同条第2号から第5号まで、第44条第1号ナ及び同条第2号から第5号まで	事後	
令和2年12月24日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和3年9月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項 【照会側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 【照会側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号	事後	番号法第19条第3号の次に新たに1号追加することによる繰り下げ修正
令和3年9月27日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月1日	令和3年9月8日		評価を実施してから5年が経過するため
令和3年9月27日	II しいい値判断項目 2. 対取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年5月1日	令和3年9月8日		評価を実施してから5年が経過するため
令和6年12月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条	番号法第9条第1項別表38の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第22条	事後	
令和6年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ナ、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ナ及び同条第2号から第6号まで 【照会側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条各号	【提供側】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項及び161の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条第1号ウ、同条第2号から6号、第127条第1号ウ、同条第2号から6号、第163条第1号ウ及び同条第2号から6号 【照会側】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第61条各号	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正